

大雨から守ろう大切なまち

5月15日～21日は総合治水推進週間

問 雨水対策課 (☎62-1066)

総合治水対策とは

洪水、浸水を防ぐため、川幅を広げたり、川底を掘る河川改修や、降った雨が河川へ短時間で流れていかにように、雨水を一時的に溜めたり、地下に浸透させたりする施設を造るなどの対策をすることです。

今すぐできる治水対策

雨どいから雨水を集める雨水貯留施設（雨水タンクなど）は、家庭でできる簡単な治水対策です。溜まった雨水は庭の草花や家庭菜園の水やりに利用でき、水道料金の節約にもなります。ぜひご利用ください。



雨水貯留浸透施設設置事業補助金交付制度

対 雨水貯留施設（雨水タンクなど）の設置を行う人

補助金額 ①②のうち低い金額（一団の土地につき2基まで）

①1基あたりの貯留量ごとの上限額

- ▶100ℓ以上200ℓ未満…15,000円
- ▶200ℓ以上…25,000円

②設置費用の3分の2

申請期日 購入・設置前

※ほかの補助内容は市HPで公開しています。



市HPで防災気象情報を公開しています

市内に設置してある観測点で計測された降雨量などの気象情報をリアルタイムで公開しています。



ビジュアルボードフェアを開催します

総合治水を理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。

時 8月20日(月)～23日(木)

場 市役所8階

問 雨水対策課 (☎62-1066)

みずから守るプログラム

水害時に自ら身を守ることでできる住民層を育むため、地域住民と行政が共に水害に立ち向かう取組み「みずから守るプログラム」を推進しています。

問 県河川課 (☎052-954-6553)

境川・逢妻川・猿渡川流域の総合治水対策

境川・逢妻川・猿渡川の流域は「特定都市河川流域」に指定されています。

- 500㎡以上の土地で雨水がしみ込みにくくなる行為（雨水浸透阻害行為）は県知事の許可が必要です。
- 許可にあたっては、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。

問 県知立建設事務所 (☎82-6489)